

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第19号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（知事政策局）</p> <p>第6条 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。</p> <p>政策企画課</p> <p>総務企画班 <u>原発関連安全確保・地域活性化推進室</u> 男女平等・共同参画推進室</p> <p>秘書課～国際課（略）</p>	<p>（知事政策局）</p> <p>第6条 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。</p> <p>政策企画課</p> <p>総務企画班 男女平等・共同参画推進室</p> <p>秘書課～国際課（略）</p>
<p>（産業労働部）</p> <p>第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>産業政策課（略）</p> <p>地域産業振興課</p> <p>金融係 <u>小規模企業支援係</u> 地場産業・日本酒振興室</p> <p>創業・イノベーション推進課～雇用能力開発課（略）</p>	<p>（産業労働部）</p> <p>第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>産業政策課（略）</p> <p>地域産業振興課</p> <p>金融係 <u>小規模企業支援班</u> 地場産業・日本酒振興室</p> <p>創業・イノベーション推進課～雇用能力開発課（略）</p>
<p>（農林水産部）</p> <p>第6条の8（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項に規定するもののほか、林政課に県産材振興室を置き、同室に木材振興係、<u>県産材育成係及び林業普及係</u>を置く。</p>	<p>（農林水産部）</p> <p>第6条の8（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項に規定するもののほか、林政課に県産材振興室を置き、同室に木材振興係<u>及び県産材育成係</u>を置く。</p>
<p>（分掌事務）</p> <p>第9条 前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>知事政策局～福祉保健部（略）</p> <p>産業労働部</p> <p>産業政策課</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p><u>(5) 商工団体の育成指導に関する事項</u></p> <p><u>(6) 小規模企業の振興に関する施策の総合調整に関する事項</u></p> <p><u>(7) 受託中小企業の振興に関する事項</u></p> <p><u>(8)</u>（略）</p> <p><u>(9)</u>（略）</p> <p><u>(10)</u>（略）</p> <p>地域産業振興課</p> <p>(1)～(3)（略）</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第9条 前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>知事政策局～福祉保健部（略）</p> <p>産業労働部</p> <p>産業政策課</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p><u>(5)</u>（略）</p> <p><u>(6)</u>（略）</p> <p><u>(7)</u>（略）</p> <p>地域産業振興課</p> <p>(1)～(3)（略）</p>

(4) 小規模企業の支援に関する事項

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

創業・イノベーション推進課～雇用能力開発課 (略)

観光文化スポーツ部～出納局 (略)

2 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

課税課 (略)

収税課

(1) 県税（利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第69条第1項又は第69条の2に規定する方法により払い込まれる自動車税及び核燃料税を除く。）に係る徴収金（以下「県税徴収金」という。）及び過料の収納に関する事項（村上収税課の所管に属する事項を除く。次号から第7号までにおいて同じ。）

(2)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

村上収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

(8) (略)

健康福祉環境部～地域整備部 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

庶務課～間税課 (略)

収税第1課

(4) 商工団体の育成指導に関する事項

(5) 小規模企業の支援及び総合的な調整に関する事項

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) 下請中小企業の振興に関する事項

(12) (略)

(13) (略)

創業・イノベーション推進課～雇用能力開発課 (略)

観光文化スポーツ部～出納局 (略)

2 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

課税課 (略)

収税課

(1) 県税（利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第69条第1項又は第69条の2に規定する方法により払い込まれる自動車税の種別割、核燃料税並びに同条例第58条第1項に規定する方法により納付される自動車税の環境性能割を除く。）に係る徴収金（以下「県税徴収金」という。）及び過料の収納に関する事項（村上収税課の所管に属する事項を除く。次号から第7号までにおいて同じ。）

(2)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項

村上収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項

(8) (略)

健康福祉環境部～地域整備部 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

庶務課～間税課 (略)

収税第1課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号から第5号までにおいて同じ。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項

(3) 県税徴収金の徴収の嘱託に関する事項

(4) 個人県民税に係る徴収金の賦課に関する事項

(5) 納税貯蓄組合に関する事項

収税第2課

(1) 県税徴収金及び過料の収納（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他収納が困難なものを除く。）に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号及び第3号において同じ。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分（大口滞納及び特殊滞納に係る滞納処分その他滞納処分が困難なものを除く。）に関する事項

(3) （略）

収税第3課

(1) 県税徴収金及び過料の収納（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他収納が困難なものを除く。）に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号から第6号までにおいて同じ。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分（大口滞納及び特殊滞納に係る滞納処分その他滞納処分が困難なものを除く。）に関する事項

(3) 県税徴収金の徴収の嘱託に関する事項

(4) 県税徴収金及び過料の還付及び充当に関する事項

(5) 納税証明書及びこれに係る手数料の徴収に関する事項

(6) 普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

新津収税課～佐渡収税課 （略）

健康福祉部～地域整備部 （略）

4 （略）

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部

(1)～(10) （略）

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他収納が困難なもの並びに新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。）

(2) 県税徴収金及び過料の還付及び充当に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号及び第4号において同じ。）

(3) 納税証明書及びこれに係る手数料の徴収に関する事項

(4) 普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項

収税第2課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項

(3) （略）

(4) 個人県民税に係る徴収金の賦課に関する事項

収税第3課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る滞納処分その他収納が困難なもの並びに新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他滞納処分が困難なもの並びに新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。）

(3) 県税徴収金の徴収の嘱託に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。）

(4) 納税貯蓄組合に関する事項

新津収税課～佐渡収税課 （略）

健康福祉部～地域整備部 （略）

4 （略）

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部

(1)～(10) （略）

県民サービスセンター

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

県税部

課税課 (略)

収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

柏崎収税課 (略)

健康福祉環境部～地域整備部 (略)

6 (略)

7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

課税課 (略)

収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

十日町収税課 (略)

健康福祉環境部～地域整備部 (略)

8・9 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

課税課 (略)

収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

糸魚川収税課 (略)

健康福祉環境部～地域整備部 (略)

11～26 (略)

(分掌事務)

第92条 保健環境科学研究所の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課 (略)

調査研究室

(1)～(6) (略)

(7) 水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下の測定分析に関する事項

(8) 水道水等の水質試験に関する事項

県民サービスセンター

(1) 海外渡航に関する事項

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

県税部

課税課 (略)

収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項

柏崎収税課 (略)

健康福祉環境部～地域整備部 (略)

6 (略)

7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

課税課 (略)

収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項

十日町収税課 (略)

健康福祉環境部～地域整備部 (略)

8・9 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

課税課 (略)

収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項

糸魚川収税課 (略)

健康福祉環境部～地域整備部 (略)

11～26 (略)

(分掌事務)

第92条 保健環境科学研究所の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課 (略)

調査研究室

(1)～(6) (略)

(7) 水質汚濁及び地盤沈下の測定分析に関する事項

(8) 温泉分析及び水道水等の水質試験に関する事項

<p>(9)～(12) (略)</p> <p>(課長代理等)</p> <p>第211条 各地域機関に課長代理を置くことができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担任する事務</th> <th>設置規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟県公益認定等審議会</td> <td>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）並びに<u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）</u>の規定によるこれらの法律の規定によりその権限に属させられた事項の処理</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	名 称	担任する事務	設置規定	(略)			新潟県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）並びに <u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）</u> の規定によるこれらの法律の規定によりその権限に属させられた事項の処理	(略)	<p>項</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>(課長代理等)</p> <p>第211条 各地域機関<u>の課</u>に課長代理を置くことができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担任する事務</th> <th>設置規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟県公益認定等審議会</td> <td>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の規定によるこれらの法律の規定によりその権限に属させられた事項の処理</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	名 称	担任する事務	設置規定	(略)			新潟県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の規定によるこれらの法律の規定によりその権限に属させられた事項の処理	(略)
名 称	担任する事務	設置規定																	
(略)																			
新潟県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）並びに <u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）</u> の規定によるこれらの法律の規定によりその権限に属させられた事項の処理	(略)																	
名 称	担任する事務	設置規定																	
(略)																			
新潟県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の規定によるこれらの法律の規定によりその権限に属させられた事項の処理	(略)																	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。